
今月のテーマ 確定申告のための節税準備

いよいよ平成 25 年も終わろうとしています。来年の確定申告に向けて、今の時期でも節税や税金の還付を受けるためにできることがあります。今月は今からでもできる確定申告のための節税準備についてお知らせいたします。

1. 医療費控除

医療費控除は、生計を一にする家族の医療費が対象となりますので、家族の医療費の領収書をできるだけ集めましょう。一般的には医療費の合計が 10 万円を超えれば、医療費控除の対象となりますが、所得金額 200 万円以下の方は、10 万円未満であっても医療費控除が受けられる場合がありますので、まずは集計してみましょう。

なお、入院・通院のために使った交通費も医療費控除の対象となりますが、入院・通院に伴って下りた医療保険などの保険金は医療費の金額から控除する必要がありますので、注意してください。

※医療費控除の金額

- ① 医療費の合計 - 保険金・損害賠償金等の額
- ② 総所得金額等×5%(10 万円を超える場合には、10 万円)
- ③ 医療費控除の金額=①-②

2. 寄附金控除

寄附金を支払って、寄附金控除を受ける場合、その証明書や領収証が必要となりますので、医療費控除と同様にこちらも領収証等を集めておきましょう。

なお、日本赤十字社や中央共同募金会への寄付、地方公共団体への寄付、いわゆる「ふるさと納税」は所得税と住民税の両方で寄附金控除の対象となりますが、学校法人や社会福祉法人への寄付などは所得税のみが寄附金控除の対象となりますので注意してください。

また、政党や政治団体に対する寄付、認定 NPO 法人等に対する寄付については、寄附金控除か寄附金の税額控除のどちらか一方の控除が受けられます。一般的に、所得が高い方は所得控除が有利となり、それ以外の方は税額控除を受けた方が有利になります。

3. 上場株式の売却損益

ご存知のとおり、来年平成 26 年より上場株式の売却益の税率が 10.147%(所得税 7.147%、住民税 3%)から 20.315%(所得税 15.315%、住民税 5%)とアップしますので、含み益がある銘柄については、今年中に売却を考えたもよいと思います。

また、含み益の銘柄もあるが、含み損の銘柄もある場合には、両方とも売却して売却益と売却損を相殺することができます。売却損が売却益を上回った場合でも、その売却損は 3 年繰越可能ですし、また繰越した売却損と配当所得との相殺も可能です。

なお、含み損の銘柄はあるが、株主優待が魅力で手放したくない、などといった場合には、クロス取引(いったん株式を売却して、すぐに買い戻す)をすることにより、株式を保有しつつ売却損を出すこともできます。

4. (暦年) 贈与

年内に現金の(暦年)贈与を行えば、110 万円までの贈与は贈与税がかかりません。また、住宅取得等資金の(暦年)贈与を自分の両親や祖父母から受けた場合、700 万円(省エネルギー性等を備えた良質な住宅の場合は 1,200 万円)までは贈与税がかかりません。こちらは両方適用を受けることができますので、最大 810 万円(又は 1,310 万円)までの贈与が非課税となります。

なお、適用を受けるにあたっては、本人の所得条件や取得する家屋の条件などのほか、翌年 3 月 15 日までに入居することが要件となりますので注意が必要です。

※住宅取得等資金の贈与を受けた場合の非課税金額は、平成 26 年の場合 500 万円(省エネルギー性等を備えた良質な住宅の場合は 1,000 万円)と減少します。